

資料提供

令和6年3月28日(木)

○事案関係 県民生活環境部女性活躍・県民協働課長 寺田 智子
(担当:課長補佐(総括)大藪 靖子(029-301-2178))

○処分関係 総務部人事課長 佐藤 敬
(担当:課長補佐 會澤 淳平(029-301-2278))

国費受入額の不足事案に係る懲戒処分について

ウクライナ避難民支援に関する令和4年度事業について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施しておりましたが、職員が国に誤った実績額を報告したことにより、受入額に不足(39,185円^{*})を生じさせ、県財政に損失を与えました。

県民の皆様のご信頼を損ねる行為であり、深くお詫び申し上げますとともに、事案を起こした職員及び管理監督者に対して、本日付けで懲戒処分等を行いましたので公表します。

今後、二度と同様の事案を起こさぬよう、再発防止策を講じてまいります。

※当初の不足額は284,900円であったが、他課の不用残を充当し、最終不足額が39,185円となった。

記

1 事案の概要

(1) 事案を起こした職員

女性活躍・県民協働課 主事 29歳 男性

(2) 事案発生時期

令和5年4月～5月

(3) 概要

担当職員は、前任から交付金の対象事業が下記の2事業であると引継ぎを受けたにも関わらず、引継書を十分確認せず、実績報告時に委託事業のみを対象として報告してしまったことから、国費受入額に不足を生じさせた。

[事業概要]

委託事業 : 茨城県国際交流協会に委託(実績額:1,855,898円)

日本語学校の授業料等補助、生活全般の相談への対応

物品購入費:翻訳機の購入(実績額:284,900円)

2 事案の経過

日時	経過
令和4年12月～ 令和5年3月	○当該事業は、委託事業と物品購入費の2事業に分かれていたが、年度途中で臨時交付金に財源を入れ替えた際、2事業を一本化して申請。 ○国庫金の事務遺漏防止のため作成する国庫金執行管理表への登録等漏れ(10月、12月、1月、3月) ○交付金担当課への臨時交付金の執行状況調査報告(3/10、3/30)は2事業を一本化して正確に報告。

令和5年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○異動等により担当職員及び庶務担当が変更。 ○交付金担当課への臨時交付金事業の確定額報告（4/19）において、担当職員は対象経費に物品購入費を含めず、委託事業のみで報告。その際、3月報告時の交付金データや引継書、前任職員への確認を行わなかった。 ○管理監督者は、物品購入費の計上漏れに気づかず決裁を行った。
--------	---

※県民生活環境部幹事課が令和4年度決算資料作成時に誤りに気づき発覚（5/29）

3 処分

(1) 処分内容：減給（1/10）1月

(2) 処分年月日：令和6年3月28日

(3) その他

- 国庫金の受入事務の遺漏事案の再発防止に向け徹底して取り組んでいる中で、本事案を発生させたことのほか、所属職員に対する指導監督が不十分であった責任を問うため、次の職員に対して、懲戒処分を行った。
 - ・ 女性活躍・県民協働課 課長 55歳 女性：戒告
- 副参事及び課長補佐（総括）に対しては、所属職員に対する指導監督が不十分であった責任を問うため、前任職員等に対しては、国庫金の受入遺漏を防止するために行うべき国庫金執行管理表への登録等を行っていなかったことを踏まえそれぞれ「嚴重注意」を行った。

4 再発防止策

(1) 人事異動に伴う引継ぎの徹底

- ・ 国費事業担当職員が変わる場合の引継書には、当該事業に係る国費受入額について必ず明記するとともに、複数職員による引継ぎを徹底。

(2) 国費受入額の報告時における複数職員による確認の徹底

- ・ 国の交付金とりまとめ担当課への確定額報告時には、担当職員及び副担当職員、庶務担当、総括、課長等の複数職員で、対象経費の積算根拠の確認を行い、受入額をチェックするとともに、報告額等に誤りがないか前任職員への確認を徹底。